

(写)

山形労発雇均 0628 第 2 号

平成 30 年 6 月 28 日

事業主団体 各位

山形労働局長

夏季における年次有給休暇の取得促進及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」の取組について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得促進については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22 年 6 月改訂）で掲げられた 2020 年までに年次有給休暇の取得率を 70%に引き上げるとした目標が掲げられているところですが、本県の年次有給休暇の取得率は平成 29 年で 51.3%に留まっており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層積極的な取組みが求められるところです。

このため、山形労働局では、年次有給休暇を取得しやすい夏季において、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るため、ポスター及びリーフレットを活用した広報等を行っていくこととしております。

また、年次有給休暇の取得促進と併せ、「働き方改革」の一環として、日照時間が長い夏に、朝早い時間に仕事を始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという「ゆう活」の取組みについて労使に対し働きかけを行っているところです。

つきましては、ポスター及びリーフレットを送付いたしますので、傘下団体・企業等に対し、標記に関する周知啓発について、御協力のほどお願いいたします。

(参考) 資料ダウンロード URL :

○厚生労働省ホームページ>>労働基準>>仕事と生活の調和>>労働時間見直しガイドライン>>仕事休もつ化計画リーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/dl/yukyu_poster19-00.pdf

○厚生労働省ホームページ>>労働基準>>夏の生活スタイル変革（ゆう活）について>>民間企業における「ゆう活」取組事例

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/summer/dl/yuukatsu_torikumi.pdf

担当

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進指導官 升川

電話 0 2 3 - 6 2 4 - 8 2 2 8